

介護保険料について (2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)

第1号被保険者の保険料は、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により設定しています。

- 2015(平成27)年度から第1段階・第2段階の方へ公費による保険料軽減強化を行っています。
- 2019(令和元)年度からは、消費税率の引上げにより更に拡大し、第1段階から第4段階の方の保険料軽減強化を行っています。

第8期(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)介護保険料(年額)の計算方法

$$\text{基準となる月額保険料}8,094\text{円} \times 12\text{月} = \text{年額}97,128\text{円(基準額)}$$

$$\text{基準額(97,128円)(年額)} \times \text{所得に応じた割合(0.35～2.30)}$$

保険料段階	対象者		割合	年額
第1段階	○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者		0.35	33,995円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方 全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等(※) +公的年金等収入額が80万円以下の方	0.35	33,995円
第3段階		本人の合計所得金額等(※) +公的年金等収入額が120万円以下の方	0.50	48,564円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.70	67,990円
第5段階		同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の合計所得金額等(※) +公的年金等収入額が80万円以下の方	0.85
第6段階	第5段階以外の方		1.00	97,128円
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下の方	1.10	106,841円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.25	121,410円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	145,692円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60	155,405円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.75	169,974円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.80	174,831円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.90	184,544円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.00	194,256円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	223,395円

※ 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額

高齢福祉年金

国民年金が発足した1961(昭和36)年4月時点で、拠出年金の受給資格期間を満たしていない方を対象に支給される年金です。全額が国の負担によって支給されています。主な対象者は1911(明治44)年4月1日以前に生まれた方です。

世帯

4月1日(年度途中に資格取得した方は資格取得日)時点の住民登録上の世帯です。

公的年金等収入額

高齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。

合計所得金額

前年の収入金額から必要経費等に相当する額(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。2018(平成30)年度(暫定賦課を除く)からは土地・建物等の譲渡所得の特別控除を差し引いた後の金額で算定します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。令和3年度以降は、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。

保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは2024(令和6)年度になります。